一般財団法人高砂市勤労福祉財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人高砂市勤労福祉財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県高砂市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高砂市の勤労者福祉の充実及び向上を図るため、勤労者及びその家族への教養文化、研修、スポーツ等の機会の提供、福利厚生施設の利用の促進、勤労者福祉に関する相談及び啓発等を行い、もって健康で明るく生きがいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 勤労者及びその家族の教養文化、研修、スポーツ等の福利厚生に関する事業
 - (2) 勤労者及びその家族の福利厚生のために必要な施設の管理運営事業
 - (3) 勤労者福祉に関する相談及び情報提供事業
 - (4) 勤労者福祉に関する啓発事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産 とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、 理事長(第21条第2項に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受 けなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、 評議員会において行う。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、この法人の職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、評議員会の開催の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を 経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選による。 (決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 評議員又は理事若しくは監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員又は理事若しくは監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法第19 7条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は事務局職員を兼ねることができない。 (理事及び監事の構成)
- 第23条 前条第1項の規定により理事を選任する場合には、理事及びその配偶者又は3親等 内の親族その他法令に定める特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の 1を超えないものでなければならない。
- 2 前項の規定は、監事について準用する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務 を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、この法人の職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

- 第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3箇月以内及び毎事業年度開始前の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって 理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般法人法第197条において準用する一般法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。 (招集)
- 第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事会を請求した理事が招集する場合及び同項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副 理事長が理事会を招集する。

- 3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長がともに事故があるとき、 又は理事長及び副理事長がともに欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する場合は、理事会の開催の日の5日前までに、理事に対して、会議の日時、 場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手 続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第31条第3項第3号の規定により理事会を請求した理事若しくは同項第4号の規定により監事が招集する理事会又は前条第3項の規定により招集する理事会の議長は、その理事会において出席した理事の互選による。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理 事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の 要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。 (解散)
- 第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他 法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局の設置等)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。 (委任)
- 第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議 により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第 50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第1 06条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池田和慶 春日部靖 岸本修 倉本幸一郎 籠谷嘉昭近藤守男 高橋正治 信原智彦 畑中隆禎 山本彰

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 池田勝己 中村正登 大内治 杵岩正一 中井弘明 長谷川洋造 浜谷和英

監事 西村修造 山本広幾

5 この法人の最初の理事長は池田勝己、副理事長は中村正登とする。

別表(第5条関係)

基本財産

財産の種別	金額等	
投資有価証券等	国債等	100,000,000円